



暑中お見舞い
申し上げます

埼玉FPセンター

ヤマト
法税理士だより

(旧北村会計事務所)

編集発行人
代表社員・税理士
不動産コンサルタント
C F P・T L C

北村喜久則
代表社員・税理士
行政書士・A F P

北村秀子
顧問税理士(神田・星野・月岡)

事務所 〒336-0022
さいたま市南区白幡4-1-19
TSKビル5F
TEL 048(866)9734(代)
FAX 048(866)8591
<http://www.yamatotax.com>
mail tax@yamatotax.or.jp

◆ 8月の税務と労務

8月

(英月) AUGUST

10日・山の日

- 国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月11日
- 国 税 / 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 8月31日
- 国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日
- 国 税 / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 8月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
- 地方税 / 個人事業税第1期分の納付
都道府県の条例で定める日
- 地方税 / 個人住民税第2期分の納付
市町村の条例で定める日

日	月	火	水	木	金	土
.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31



セーフティネット貸付(経営環境変化対応資金) 社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしている事業者を対象に、中小企業は7億2,000万円(小規模事業者等4,800万円)を限度に日本政策金融公庫が行う融資制度。新型コロナウイルス感染症を踏まえ、要件を緩和した特例措置が行われています。

再確認したい

新型コロナウイルス税法等の緊急経済対策に伴う税制措置のポイント



新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策における税制上の措置として、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（新型コロナウイルス税法）及び地方税法等の一部を改正する法律が四月三十日に成立し、同日公布・施行され各種施策が実施されています。

また、前記の法律改正とは別に、テレワーク等のための中小企業の設備投資税制や固定資産税の特例措置の拡充・延長の手当も合わせて行われています。

ここで改めて、中小企業者等に関するものを中心に再確認してみます。

1 納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響で多くの事業者等の収入が減少していることを踏まえ、

令和二年二月一日から三年一月三十一日までに納期限が到来するほぼすべての国税・地方税について、納期限から一年以内の期間に限り、その納税が無担保かつ延滞税なしで猶予される特例が創設されています。

特例の要件は、今年二月以降の任意の期間（一カ月以上）において、納税者の事業につき相応な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合に於いて、納期限が同日以後に到来する国税等を一時に納付することが困難であると認められるとき、とされています。

この「相応な収入の減少」とは、前年同期比で概ね二〇%以上の減少をいいます。

今回の特例では、対象期間の損益が黒字でも、またフリーランスを含む事業所得者等も、収入減少などの要件を満たせば特例を適用できます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

法人の令和二年二月一日から四年一月三十一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、資本金一億円超一〇億円以下の法人（※）にも、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を認める特例が実施されています。

※ 大規模法人（資本金の額が一〇億円超の法人など）の一〇〇%子会社及び一〇〇%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等を除きます。

なお、今回の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う飲食業者等の食材の廃棄損、施設や備品などを消費するために支出した費用などは「災害損失欠損金」に該当します。

3 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者が、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることで、消費税の課税期間

の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能とされています。

具体的には、令和二年四月三十日以後に申告期限が到来する課税期間において、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和二年二月一日から三年一月三十一日までの期間内で、一カ月以上の任意の期間の収入が前年同期比概ね五〇%以上減少し、かつ、その課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合が要件とされています。

なお、特例の適用を受けて課税事業者を選択する場合、課税事業者を二年間継続する必要はありません。

4 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業者等が、テレワーク等のための設備の取得等をした場合は、中小企業経営強化税制の適用を受けることができます。

具体的には、事業プロセスの遠隔操作、可視化、自動制御御化を可能とする設備について、経済産業大臣の認定を受けた経営

〈表1〉テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

経済産業省資料

類型	従来の中企業経営強化税制		拡充
	生産性向上設備	収益力強化設備	デジタル化設備
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	①経営強化法の認定 ②遠隔操作、可視化、自動制御のいずれかに該当する設備
対象設備	◆機械・装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置 ◆工具 ◆器具・備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上）
税制措置	即時償却又は7%税額控除（資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%）		

※中小企業者等の要件を満たすNPOや社会福祉法人等も本税制の対象

力向上計画に基づきデジタル化設備を取得等した場合、設備の即時償却又は税額控除が受けられます（表1）。

5 償却資産等に係る固定資産税・都市計画税の軽減

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和三年度課税の一年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が二分の一又はゼロとされます（表2）。

なお、令和三年一月三十一日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した場合に適用されます。

6 固定資産税の特例措置の拡充・延長

中小企業が新たに投資した設備については、自治体の条例に沿って投資後三年間、固定資産税がゼロ以上二分の一以下で市町村が定める割合とされる固定資産税等の軽減措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援す

〈表2〉減額対象と減額幅

経済産業省資料

令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上 50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

る観点から、適用対象に事業用家屋と構築物を追加するとともに、適用期限が令和五年三月三十一日まで延長されました。新たに対象とされた事業用家屋は、取得価額の合計額が三〇〇万円以上の先端設備等とともに導入されたもの、また構築物は、旧モデル比で生産性が年平均一%以上向上することが要件です。

7 その他

・新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和二年十二月三十一日までに居住の用に供

することができなかつた場合等については、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものとみなし、住宅ローン控除が受けられる適用要件の弾力化が図られています。

・公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対する特別な貸付けに係る契約書の印紙税が非課税とされています。

・政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権の放棄を令和二年二月一日から三年十二月三十一日までの間にした場合には、放棄した金額（上限二〇万円）について寄附金控除（所得控除又は税額控除）が適用できます。

・自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を一%軽減する特例措置の適用期限を六カ月延長し、令和三年三月三十一日までに取得したのも対象となります。

暑中のご挨拶

暑中お見舞い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) が世界中に拡大・蔓延し、日本でも夏に開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックが延期され、4月16日には全都道府県へ緊急事態宣言が出されました。その後、咳エチケットや手洗い・うがいの励行、不要不急の外出及び「三密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場面)が重なる状況の回避、店舗・施設への休業要請などの感染症対策の徹底等で、緊急事態宣言は5月25日に全面解除されました。政府では、実質無利子・無担保融資制度の融資枠拡充など金融支援措置を盛り込んだ緊急経済対策や、申告期限の延長や納税猶予の特例措置などの税制改正を行いました。政府では、休業・自粛による社会経済への打撃は、リーマンショック時以上と言われており景気の回復にはかなりの時間が必要です。政府には、継続的な各種施策・支援の実施が望まれます。

さて、今年4月から働き方改革関連法により、中小企業の時間外労働の上限について、月45時間(年360時間)を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働を含む)、複数月平均80時間(休日を含む)を限度に設定する必要があります。違反した場合には罰則規定がありますので、事業者としては、従業員の労務管理にも注意したいところです。

皆様方のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

<当事務所の業務内容>

1. 会計 (1) 会計システムのサポート (システム分析、記帳指導、TKC・JDL 他 OA 指導)
(2) 財務・金融面の指導 (資金繰り指導、金融機関の御紹介等)
2. 税務 (1) 税務代理、税務申告書の作成、税務相談
(2) タックスプランニング、相続、贈与、事業承継設計
3. FP (ファイナンシャル・プランニング) 業務 (日本 FP 協会埼玉支部所属)
4. 経営支援 (1) 会社設立、各種規程 (就業規則等) の作成
(2) 管理会計指導 (継続 MAS)
5. 提携先 弁護士、司法書士 (森崎)、社会保険労務士 (戸田)、土地家屋調査士 (片岡)、不動産鑑定士 (鎌倉・岸田)、不動産会社、建設会社、保険会社は多数あり。

(スタッフ)	第1 監査班 星野顧問	①財務支援	水落大介 (AFP)	飯島寿枝 (科目合格者・FP)	高橋桂子 (AFP)	土屋啓子	
		② 〃	廣井里美 (AFP)	鈴木千尋	高橋結衣 (FP)	和田綾子	
		③ 〃	浜崎雄樹 (社会保険労務士)	辻 綾 (FP)	篠崎理沙 (FP)	鎌田裕信	
	第2 監査班 柴崎コーチ	①経営支援	中村大祐 (科目合格者)	元橋暁潔 (AFP)			
		② 〃	木村隆志 (科目合格者)	山田直緒子 (AFP)	會田将志		
	第3 監査班 神田顧問	①資産税	大田 靖 (国税OB)	平野朋子 (AFP)	北村実喜 (科目合格者)		
		② 〃	月岡直樹 (税理士)	石津 悟 (CFP・宅建)			

※ 資格者 税理士4名(顧問含む)、社会保険労務士1名、行政書士1名、宅地建物取引士2名、税理士科目合格者5名、不動産コンサルタント1名、CFP2名、AFP6名、FP技能士6名、生保資格者多数、損保資格者2名、秘書資格者2名